

## 15 庁舎等の公共施設の津波対策・浸水対策の充実

提出先 総務省、消防庁

### 【提案項目】

災害時に災害対策の拠点となる庁舎等の公共施設について、津波浸水対策を進めるための財政的支援を充実すること。

### 【提案理由等】

東日本大震災では、大規模な地震とそれに伴う津波により、被災地において災害対策の拠点となる庁舎等の公共施設が甚大な被害を受けた。

震災の教訓を受けて、災害時に災害対策の拠点となる公共施設（庁舎を含む）の耐震化等については、緊急防災・減災事業債の起債対象として交付税措置を伴う財政的支援がなされたところである。

しかし、国においては、首都直下地震・南海トラフの巨大地震等の被害想定や対策の見直しを進めているとともにその切迫性を指摘しているところであり、津波浸水のおそれのある地域において、庁舎等の公共施設が災害対策の拠点機能を果たすためには、耐震化のみならず津波浸水に対してもしっかりとした対策を講じていかなければならない。

特に本県の場合、防災無線通信網を完備し、災害時に県全体の災害対策の拠点となる本庁庁舎自体が津波浸水区域内にあるため、非常用電源や電気設備を地上階に設置するなどの津波対策・浸水対策を講じ、災害対策拠点として必要な機能を早急に確保する必要がある。

そこで本県では、平成25年2月に「本庁庁舎耐震対策基本構想」を策定し、平成30年度の工事完成を目指し、本庁庁舎の耐震化・津波浸水対策工事に取り組むこととしている。

厳しい財政状況の中、地方自治体が、庁舎等の公共施設における津波対策・浸水対策を着実に進めていくためには、国による財政的支援が不可欠である。